

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2023年3月1日現在

～2023年3月31日

2023年4月1日～

▲Universal Oneサービス契約約款（第2編）（平成23年B N Sネサ第100017号）

実施 平成23年5月10日

▲Universal Oneサービス契約約款（第2編）（平成23年B N Sネサ第100017号）

実施 平成23年5月10日

第1章 総則

第1条～第3条（略）

（用語の定義）

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～22（略）	（略）
23 接続契約者回線	I P伝送網と相互に接続する電気通信回線（別記6に掲げるエヌ・ティ・ティレゾナント株式会社（以下「契約事業者」とします。）の電気通信サービスに係る契約に基づいて設置される電気通信回線（当社が別に定める接続点を介してI P伝送網と相互に接続するものを除きます。）をいいます。） （注）本欄に規定する当社が別に定める接続点は、サービスインタワークポイント（I P伝送網とI P通信網サービス契約約款に規定するI P通信網、電話等サービス契約約款に規定する総合デジタル通信網、 <u>Universal Oneサービス契約約款（第1編）に規定するUniversal One網又はUniversal Oneサービス契約約款（第6編）に規定するクラウドコンピュータ通信網との接続点をいいます。以下同じとします。）</u> とします。
24～41（略）	（略）

第2章～第9章（略）

第10章 料金等

第1節（略）

第1章 総則

第1条～第3条（略）

（用語の定義）

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～22（略）	（略）
23 接続契約者回線	I P伝送網と相互に接続する電気通信回線（別記6に掲げるエヌ・ティ・ティレゾナント株式会社（以下「契約事業者」とします。）の電気通信サービスに係る契約に基づいて設置される電気通信回線（当社が別に定める接続点を介してI P伝送網と相互に接続するものを除きます。）をいいます。） （注）本欄に規定する当社が別に定める接続点は、サービスインタワークポイント（I P伝送網とI P通信網サービス契約約款に規定するI P通信網、電話等サービス契約約款に規定する総合デジタル通信網 <u>又は</u> Universal Oneサービス契約約款（第1編）に規定するUniversal One網との接続点をいいます。以下同じとします。）とします。
24～41（略）	（略）

第2章～第9章（略）

第10章 料金等

第1節（略）

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2023年3月1日現在

～2023年3月31日

2023年4月1日～

第2節 料金等の支払義務

第53条～第54条 (略)

第55条 第54条（通信料金の支払義務）の規定にかかわらず、I P 伝送契約者は、そのI P 伝送契約に基づいて当社が別に定めるI P 伝送サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、このI P 伝送サービスの廃止があった日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合もしくは提供を開始した日から起算して翌日に解除又は廃止があった場合は開始した日の1日間、提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月である場合は開始した日から起算して解除又は廃止のあった日までの期間とします。）について、料金表に規定する定額通信料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりI P 伝送サービスを利用することができない状態が生じたときの定額通信料金の支払いは、第53条第2項の規定に準じるものとします。この場合において、同条中「基本料金」とあるのは「定額通信料金」と読み替えるものとします。

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

4 前項の場合において、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

(注) 本条に規定する当社が別に定めるI P 伝送サービスは、料金表第1表（料金）に規定するアクセスタイプ7（コース2（クラス3に限ります。）に限ります。）とします。

第56条～第57条 (略)

第3節 (略)

第11章～第14章 (略)

別記 (略)

料金表

通則

1～4 (略)

第2節 料金等の支払義務

第53条～第54条 (略)

第55条 削除

第56条～第57条 (略)

第3節 (略)

第11章～第14章 (略)

別記 (略)

料金表

通則

1～4 (略)

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2023年3月1日現在

～2023年3月31日

2023年4月1日～

5 [通則3及び通則4の規定にかかわらず、当社は、料金表第1表（料金）に規定する付加機能（フィルタリング機能（BGP経路制御型に係るものであってアクセスタイプ7（コース2のクラス3に限ります。）に係るものに限ります。）に限ります。以下通則7まで同じとします。）に係る料金及び定額通信料金（アクセスタイプ7（コース2（クラス3に限ります。）に限ります。）に限ります。以下通則7まで同じとします。）については、日割、時間数割及び分数割しません。](#)

[ただし、第55条（通信料金の支払義務）第2項の規定に該当するときは、定額通信料金を第53条（基本料金の支払義務）第2項の規定（この場合において、同条中「基本料金」とあるのは「定額通信料金」と読み替えるものとします。）に準じてその利用日数又は利用時間に応じて日割、時間数割又は分数割します。](#)

6 [通則3の規定による月額料金、通則5の規定による付加機能に係る料金又は定額通信料金](#)の日割は料金月の日数により行います。この場合、第53条（基本料金の支払義務）第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

7～17 （略）

（IP伝送サービスの区分等）

18 当社は、この料金表を適用するに当たって、次のとおり区分等を定めます。

(1) VPNサービス

ア VPNサービスの区分

VPNサービスには、次の区分があります。

区 分	内 容
アクセスタイプ1	(略)
アクセスタイプ5	(略)
アクセスタイプ7	IP伝送網と 当社が別に定める契約約款及び料金表に規定する電気通信サービス に係る電気通信設備との間において、符号、音響又は映像の伝送交換を行うもの

5 [削除](#)

6 [通則3の規定による月額料金の日割は料金月の日数により行います。この場合、第53条（基本料金の支払義務）第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。](#)

7～17 （略）

（IP伝送サービスの区分等）

18 当社は、この料金表を適用するに当たって、次のとおり区分等を定めます。

(1) VPNサービス

ア VPNサービスの区分

VPNサービスには、次の区分があります。

区 分	内 容
アクセスタイプ1	(略)
アクセスタイプ5	(略)
アクセスタイプ7	IP伝送網と 当社のUniversal Oneサービス契約約款（第1編）に規定するUniversal Oneサービス に係る電気通信設備との間において、符号、音響又は映像の伝送交換を行うもの

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2023年3月1日現在

～2023年3月31日

2023年4月1日～

(注) 本欄に規定する当社が別に定める契約約款及び料金表に規定する電気通信サービスは、当社のUniversal Oneサービス契約約款（第6編）に規定するクローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー2（クラス2（タイプ1に限ります。）に限ります。）に限ります。）又はUniversal Oneサービス契約約款（第1編）に規定するUniversal Oneサービスとします。

備考（略）

イ VPNサービスの品目

(ア)～(イ) (略)

(ウ) アクセスタイプ7に係るもの

アクセスタイプ7（コース2（クラス3に限ります。）及びコース3を除きます。）には、次の品目があります。

品 目	内 容
10Mb/s	10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考

1 当社は、アクセスタイプ7に係るものについては、臨時VPN契約を締結しません。

2 アクセスタイプ7に係るVPN契約者（コース3に係る者を除きます。）は、当社が別に定める契約約款及び料金表に規定する電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）に係る契約者と同一の者とします。

(注) 備考2に規定する当社が別に定める契約約款及び料金表に規定する電気通信サービスは、当社のUniversal Oneサービス契約約款（第6編）に規定するクローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー2（クラス2（タイプ1に限ります。）に限ります。）に限ります。）とします。

ウ VPNサービスの通信又は保守の態様による細目

VPNサービスには、次の通信又は保守の態様による細目があります。

(ア)～(イ) (略)

イ VPNサービスの品目

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 削除

ウ VPNサービスの通信又は保守の態様による細目

VPNサービスには、次の通信又は保守の態様による細目があります。

(ア)～(イ) (略)

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2023年3月1日現在

～2023年3月31日

2023年4月1日～

(ウ) アクセスタイプ7に係るもの

A 通信の種類

通信の種類	内 容
コース2	Universal Oneサービス契約約款（第6編）に規定するクラウドコンピュータ通信網サービス(カテゴリ-2（クラス2（タイプ1に限ります。）に限ります。）に限ります。）と接続するもの
コース3	(略)
備考 1～2 (略)	

B [通信の区分](#)

[アクセスタイプ7（コース2に限ります。）には、次に掲げる通信の区分があります。](#)

通信の区分	内 容
クラス1	Universal Oneサービス契約約款（第6編）に規定するクラウドコンピュータ通信網サービス(カテゴリ-2（クラス2（タイプ1（プラン1に限ります。）に限ります。）に限ります。）に限ります。）と接続するもの
クラス2	Universal Oneサービス契約約款（第6編）に規定するクラウドコンピュータ通信網サービス(カテゴリ-2（クラス2（タイプ1（プラン2に限ります。）に限ります。）に限ります。）に限ります。）と接続するもの
クラス3	Universal Oneサービス契約約款（第6編）に規定するクラウドコンピュータ通信網サービス(カテゴリ-2（クラス2（タイプ1（プラン3に限ります。）に限ります。）に限ります。）に限ります。）と接続するもの
備考	クラス1又はクラス2とクラス3の相互の変更は、行うことができません。

C [ポート速度に係る細目](#)
[コース2に係るもの](#)

(ウ) アクセスタイプ7に係るもの

A 通信の種類

通信の種類	内 容
コース3	(略)
備考 1～2 (略)	

B [削除](#)

C [削除](#)

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2023年3月1日現在

～2023年3月31日

2023年4月1日～

細目	内容
1 Mb/s	1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
2 Mb/s	2 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
3 Mb/s	3 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
4 Mb/s	4 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
5 Mb/s	5 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
10Mb/s	10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
20Mb/s	20Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
30Mb/s	30Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
40Mb/s	40Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
50Mb/s	50Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
60Mb/s	60Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
70Mb/s	70Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
80Mb/s	80Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
90Mb/s	90Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考

- [1 当社は、コース2（クラス3を除きます。以下この欄において同じとします。）についてポート速度に係る細目を定めます。](#)
- [2 VPN契約者は、ポート速度に係る符号伝送速度を超える通信を行うことができません。](#)
- [3 ポート速度に係る細目は、コース2に係る通信の区分ごとに次のとおりとします。この場合において、コース2のポート速度に係る細目は、当社が別に定める契約約款及び料金表に規定する電気通信サービス（当社が別に定めるもの）に限ります。）の品目と同一のものとしてします。](#)

通信の区分	ポート速度に係る細目
クラス1	1 Mb/sから 1 Mb/sごとに 5 Mb/sまで、 10Mb/sから10Mb/sごとに30Mb/sまでの ものとしてします。
クラス2	10Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまで のものとしてします。

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2023年3月1日現在

～2023年3月31日

2023年4月1日～

(注1) 備考3に規定する当社が別に定める契約約款は、Universal Oneサービス契約約款（第6編）とします。

(注2) 備考3に規定する当社が別に定める電気通信サービスは、Universal Oneサービス契約約款（第6編）に規定するクローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー2（クラス2（タイプ1に限ります。）に限ります。）に限ります。）とします。

D 通信の相手先による細目

アクセスタイプ7（コース2（クラス3に限ります。）に限ります。）には、次に掲げる通信の区分があります。

<u>通信の区分</u>	<u>内 容</u>
<u>D S L回線のもの</u>	<u>接続する、Universal One サービス契約約款（第6編）に規定するクローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー2（クラス2（タイプ1（プラン3に限ります。）に限ります。）に限ります。）の通信の相手先が、D S L回線（Universal One サービス契約約款（第6編）に規定するものに限ります。）となるもの</u>
<u>光アクセス回線のもの</u>	<u>接続する、Universal One サービス契約約款（第6編）に規定するクローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー2（クラス2（タイプ1（プラン3に限ります。）に限ります。）に限ります。）の通信の相手先が、光アクセス回線（Universal One サービス契約約款（第6編）に規定するものに限ります。）となるもの</u>
<u>備考 V P N契約者は、通信の区分（通信の相手先による細目に係るものに限ります。以下、この欄において同じとします。）の変更の請求をすることができます。この場合、変更前の通信の区分の廃止とその変更後の通信の区分の利用の開始が同時であったものとみなして、定額通信料金を適用します。</u>	

(2) (略)

D 削除

(2) (略)

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2023年3月1日現在

～2023年3月31日

2023年4月1日～

19～20 （略）

（高額利用割引）

21 高額利用に係る料金の割引の適用については次のとおりとします。

（1）～（8） （略）

（注）（1）、（2）及び（5）に規定する当社が別に定める他の電気通信サービスは、IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス、[Universal Oneサービス契約約款（第6編）に規定するクローズドコンピュータサービス通信網サービス](#)及びエヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスとします。

22～32 （略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 基本料金

1 VPN契約に係るもの

1-1 （略）

1-2 料金額

1-2-1 （略）

1-2-2 付加機能使用料

（1）（2）以外のもの

区 分	単 位	料 金 額	
		臨時以外のもの の（月額）	臨時のもの （日額）
優先制御機能～アプリケーションサービス利用機能（略）	（略）	（略）	（略）

19～20 （略）

（高額利用割引）

21 高額利用に係る料金の割引の適用については次のとおりとします。

（1）～（8） （略）

（注）（1）、（2）及び（5）に規定する当社が別に定める他の電気通信サービスは、IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス及びエヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスとします。

22～32 （略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 基本料金

1 VPN契約に係るもの

1-1 （略）

1-2 料金額

1-2-1 （略）

1-2-2 付加機能使用料

（1）（2）以外のもの

区 分	単 位	料 金 額	
		臨時以外のもの の（月額）	臨時のもの （日額）
優先制御機能～アプリケーションサービス利用機能（略）	（略）	（略）	（略）

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2023年3月1日現在

～2023年3月31日

2023年4月1日～

フィ ルタ リン グ機 能	B G P 経 路制 御型	VPNノード 装置から配信 する経路情報 (当社が指定 するものに限 ります。)につ いて、経路情 報配信フィル タリング(V PN契約者が あらかじめ指 定する条件に したがって配 信する経路情 報を制御する ことをいいま す。以下同じ とします。)の 設定を可能と する機能	下記 以外 もの	1の VP N契 約ご とに	3,000円 (3,300円)	-
			アク セス タイ プ7 に係 るも の	1の VP N契 約ご とに	6,000円 (6,600円)	-
備考 1 当社は、次に掲げるVPN契約者を除き、この機能を提供 します。 (1)～(2) (略) (3) VPNサービス(アクセスタイプ7(コース2のクラス 3を除きます。)に係るもの)に限ります。)に係るVPN 契約者 2～5 (略)						
IPアドレス制御型 (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
契約者回線番号受信機能 (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

フィ ルタ リン グ機 能	B G P 経 路制 御型	VPNノード装置から 配信する経路情報(当 社が指定するものに限 ります。)について、 経路情報配信フィルタ リング(VPN契約者 があらかじめ指定する 条件にしたがって配信 する経路情報を制御す ることをいいます。以 下同じとします。)の 設定を可能とする機能	1の VP N契 約ご とに	3,000円 (3,300円)	-
備考 1 当社は、次に掲げるVPN契約者を除き、この機能を提供 します。 (1)～(2) (略) (3) VPNサービス(アクセスタイプ7に係るもの)に限ります。)に係るVPN契約者 2～5 (略)					
IPアドレス制御型 (略)		(略)	(略)	(略)	(略)
契約者回線番号受信機能 (略)		(略)	(略)	(略)	(略)

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2023年3月1日現在

～2023年3月31日

2023年4月1日～

- (2) (略)
- 1-2-3～1-2-5 (略)
- 2 (略)

第2 通信料金

- 1 VPN契約に係るもの
- 1-1 適用

区 分	内 容
(1) VPNサービスに係る通信料金の適用	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ VPNサービス（アクセスタイプ7（コース3に係るものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る定額通信料金については、1-2-3に規定する基本額を適用します。</p> <p>エ ウの規定に関わらず、VPNサービス（アクセスタイプ7（コース2（クラス3に限ります。）に限ります。）に係るものに限ります。）に係る通信の相手先による細目の変更があった場合は、その変更前の細目の廃止及びその変更後の細目の利用の開始が同時にあったものとして取り扱います。</p>
(2) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア VPNサービス（アクセスタイプ7（コース2（クラス3に限ります。）及びコース3に限ります。）に係るものを除きます。）には、臨時VPN契約に係るものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>イ～エ (略)</p>

- 1-2 料金額
- 1-2-1～1-2-2 (略)
- 1-2-3 [アクセスタイプ7に係るもの定額通信料金（基本額）](#)

- (2) (略)
- 1-2-3～1-2-5 (略)
- 2 (略)

第2 通信料金

- 1 VPN契約に係るもの
- 1-1 適用

区 分	内 容
(1) VPNサービスに係る通信料金の適用	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 削除</p> <p>エ 削除</p>
(2) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア VPNサービス（アクセスタイプ7に係るものを除きます。）には、臨時VPN契約に係るものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>イ～エ (略)</p>

- 1-2 料金額
- 1-2-1～1-2-2 (略)
- 1-2-3 [削除](#)

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2023年3月1日現在

～2023年3月31日

2023年4月1日～

(1) コース2に係るもの
ア クラス1に係るもの

1のVPN契約ごとに（月額）

<u>ポート速度に係る細目</u>	<u>料 金 額</u>
<u>1Mb/s</u>	<u>52,000円 (57,200円)</u>
<u>2Mb/s</u>	<u>65,000円 (71,500円)</u>
<u>3Mb/s</u>	<u>80,000円 (88,000円)</u>
<u>4Mb/s</u>	<u>100,000円 (110,000円)</u>
<u>5Mb/s</u>	<u>120,000円 (132,000円)</u>
<u>10Mb/s</u>	<u>184,000円 (202,400円)</u>
<u>20Mb/s</u>	<u>300,000円 (330,000円)</u>
<u>30Mb/s</u>	<u>350,000円 (385,000円)</u>

イ クラス2に係るもの

1のVPN契約ごとに（月額）

<u>ポート速度に係る細目</u>	<u>料 金 額</u>
<u>10Mb/s</u>	<u>300,000円 (330,000円)</u>
<u>20Mb/s</u>	<u>390,000円 (429,000円)</u>
<u>30Mb/s</u>	<u>452,000円 (497,200円)</u>
<u>40Mb/s</u>	<u>540,000円 (594,000円)</u>
<u>50Mb/s</u>	<u>635,000円 (698,500円)</u>
<u>60Mb/s</u>	<u>720,000円 (792,000円)</u>
<u>70Mb/s</u>	<u>760,000円 (836,000円)</u>
<u>80Mb/s</u>	<u>840,000円 (924,000円)</u>
<u>90Mb/s</u>	<u>920,000円 (1,012,000円)</u>
<u>100Mb/s</u>	<u>1,000,000円(1,100,000円)</u>

ウ クラス3に係るもの

1の通信先ごとに（月額）

<u>通信先の区分</u>	<u>料 金 額</u>
<u>D S L回線のもの</u>	<u>2,800円 (3,080円)</u>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2023年3月1日現在

～2023年3月31日

2023年4月1日～

[光アクセス回線のもの](#)

[6,500円 \(7,150円\)](#)

2 (略)

第3 (略)

第2表～第3表 (略)

料金表別表 (略)

2 (略)

第3 (略)

第2表～第3表 (略)

料金表別表 (略)